

学校法人産業医科大学における教育職員の任期に関する規程

(平成 17 年 12 月 28 日産医大規程第 39 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号。以下「法律」という。）

第 5 条第 2 項に基づき、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）において任用される教育職員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第 2 条 法律第 4 条第 1 項第 1 号により任期を定めて任用する教育職員の教育研究組織、職名、任期及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

2 別表の任期の欄に定める任期及び再任の欄に定める再任の場合の任期（以下「別表の任期」という。）の期間内に学校法人産業医科大学職員定年規程（昭和 53 年規程第 7 号）第 3 条本文又はただし書に定める定年に達した場合における教育職員の任期は、別表の任期の年数にかかわらず、当該定年に達した日の属する年度の末日までとする。

(労働契約)

第 3 条 前条に基づく任用を行う場合、学校法人と当該任用される者との間で任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(業績等審査)

第 4 条 別表に定める再任に当たっては、当該教育職員の任期中の業績及び再任後の活動計画（以下「業績等」という。）について審査を行うものとする。

2 前項の業績等の審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 教育活動に関する事項
- 二 研究活動に関する事項
- 三 組織活動に関する事項
- 四 社会貢献（診療活動を含む。）に関する事項
- 五 再任後の教育、研究等活動計画に関する事項

3 任期を定めて任用する教育職員の再任手続きについては、別に定める。

(退職)

第 5 条 教育職員の任期を定めた任用は、当該教育職員が任期中にその意思により退職することを妨げるものではない。

(規程の公表)

第 6 条 この規程を定め、又は改廃したときは、広報等により公表し、広く周知を図るものとする。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日以後に任用される者について適用する。

2 学校法人産業医科大学における教育職員の任期付き任用に関する規程（平成 16 年規程第 14 号。以下「任期付任用規程」という。）に基づき任期を定めて採用されている教育職員については、当該任期の途中にかかわらず、この規程の施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、この規程に基づき平成 18 年 4 月 1 日を始期とする任期により改めて任用されることに同意し、第 3 条に定める労働契約を交わした者に限り、この規程を適用する。この場合において、第 2 条第 1 項別表に定める任期及び再任に関する事項については、平成 18 年 4 月 1 日から新たに適用する。

3 この規程の施行の際、現に在籍する教育職員（任期付任用規程に基づき、採用された教育職員を除く。）については、この規程に基づき平成 18 年 4 月 1 日以後の日を始期として任期を定めて任用されることに同意し、第 3 条に定める労働契約を交わした者について、当該任期の始期の日からこの規程を適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表

教育研究組織	職名	任期	再任に関する事項
医学部全学科目及び全講座 産業保健学部全学科目及び全講座	教授	5年	再任は4回限りとする。
産業生態科学研究所全研究室 産業医学研究支援施設 産業医学情報教育施設	准教授	5年	再任は3回限りとする。
産業医科大学病院全診療科、 全中央診療施設及び産業医臨床研修等指導教員	講師	5年	再任は2回限りとする。
産業医実務研修センター 進路指導部	助教	3年	再任は3回限りとする。